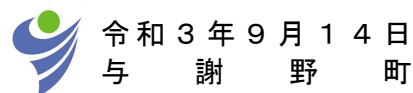


# Press Release

## 報道各社 御中



### 与謝野町新型コロナウイルス対応緊急融資利子補給基金条例の 一部を改正する条例の再提案について

令和3年9月1日に第103回令和3年9月定例会に提案しました議案第86号「与謝野町新型コロナウイルス対応緊急融資利子補給基金条例の一部改正について」は、撤回させていただき改めて議案第109号として附則を追加した上で再提案し、本日可決されましたのでお知らせします。

#### 【本件の経過】

与謝野町新型コロナウイルス対応緊急融資利子補給基金条例は、第99回令和2年12月定例会で可決され、令和2年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）で500万円を積み立てております。

その後、利子補給の対象となる融資を受けられた事業者の増に伴い、令和3年3月31日付の専決処分において、当該基金に300万円追加して積み立てておりますが、本条例は、第2条で「基金の額は500万円とする。」と定めており、条例で定める額を超えた額を積み立てていることが判明しました。

本来であれば、令和3年3月に専決処分をすると同時に条例改正を行うべきところでした。今回の条例改正により、第2条の規定を改正し、「基金の額は予算で定める」こととし、施行日を公布の日からとしておりましたが、わかりやすく「令和3年3月31日に遡り適用する」とした文言を追加し再提案しております。

今後はこのようなことがないようチェック体制を万全とし、再発防止に努めてまいります。

#### 問い合わせ先

与謝野町商工振興課

担当：大上

電話：0772-43-9012